



一般社団法人ノースランドレンジャーのホームページへようこそ。

本会は、狩猟知識の普及及び狩猟道徳の向上を通じて、野生鳥獣の保護管理、鳥獣資源の確保、有害鳥獣の捕獲及び狩猟の適正化を図ることと、生活環境の保全及び農林水産業被害を防止し、自然環境の恵沢を享受できる道民生活の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、平成26年8月設立致しました。

お知らせ



平成29年10月1日（日）

北斗市 七重浜海岸ボランティア清掃に参加しました。

今日は狩猟解禁日。で、のん気してられないので8時開始の清掃活動でしたが、1時間早い7時に集合し活動しました。8名の参加でしたが、海岸は相当きれいになりました。お疲れさん！



平成29年9月17日（日）

狩猟期前の安全狩猟射撃大会（9：00集合 江差射撃場にて）9名参加

スキート部門 練習なし2R、大口徑（ライフル、スラグ）部門 試射制限、本射5発

強烈な台風18号が北海道に上陸するとの情報の中、無事大会を終了できました。技術の向上が安全狩猟に繋がるとして、今後も会として射撃大会を実施します。



平成29年8月27日（日）

真夏のカラス駆除。「函館市七五郎沢廃棄物最終処分場」に7時に集合しました。

青天に黒い姿なく、遠く沢越えた鈴蘭丘方面から聞こえるカラスの声。我がメンバーは物まね選手権を始めました。馬鹿にしに來たのか1羽、2羽・・・。青天の霹靂です。パーン・パーンと発砲音。結果、回収不能でしたが、カラスを3羽駆除する事が出来ました。お疲れさまでした。



平成29年7月30日（日）

舟漕ぎ競争第3弾！ここは、函館シーボート。港まつり協賛イベントです。

ペリー来航にちなむこの競技。昨年初出場し2回目。2チーム参加して上位入賞を目指しましたが、不完全燃焼の夏となってしまいました。残念！



平成29年7月2日（日）

舟漕ぎ競争第2弾！ここは、檜山郡江差町の江差港。カモメ島祭のイベントです。

遠征してまで舟をこがなきゃならないかって言われると、「おもしろい」ってことなんです。ただひたすら漕ぐだけですが、チームワークが大切なこの競技。達成感が半端じゃねー！



平成29年7月1日（土）

函館市大森浜環境美化活動ボランティアに参加しました。（土木部公園河川整備課企画）

早朝、大森浜海岸は海霧で覆われていましたが、日が昇るにつれ湿った空気で汗ばむほど。4.7kmの海岸清掃には、毎年、約1000人が参加しています。



平成29年6月22日（木）

長野県信濃町猟友会との交流会

有害駆除活動についてお話を聞きたいと、9名のハンターがここ函館を訪問。初めての経験なので理事も不安を感じながらの対談でしたが、有意義な時間を過ごすことができました。



平成29年6月18日（日）

春の安全狩猟射撃大会（9：00集合 江差射撃場にて）13名参加

スキート部門 練習なし2R、大口徑（ライフル、スラグ）部門 試射制限、本射5発

大会終了後は、日焼けするほどの快晴の中、恒例の焼肉で親睦を深めました。

一般社団法人
ノースランドレンジャー

事務局
〒041-0852
北海道函館市鍛冶1丁目25番2号

TEL 0138-56-3688
FAX 0138-56-3670



平成29年6月10日（土）

南かやべひろめ舟祭り、舟漕ぎ競争（初心者対抗戦）に出場？前日の天気予報は最悪の雨。それでも開催を期待して事務局にメンバーが集結。完成したプリントTシャツを試着しながら前夜祭がスタート。ところが、当日、会場で中止が決定！次の目標は、7月2日全道北前船競漕大会です



平成29年6月4日（日）

鳥獣供養祭を行いました。参加した12人は、捕獲した鳥獣を敬い、自然に感謝し、今後の狩猟における安全を祈願しました。ちなみに、4月5日にスタートしたエゾシカの駆除は、6月3日で目標頭数をクリア。凄いです！！ただ、尊い命であることは、決して忘れてはいけません。出雲大社函館分社（函館市高松町327-3）にて。



平成29年5月28日（日）

カラスの駆除を行いました。「函館市七五郎沢廃棄物最終処分場」に7時集合。しかし、生ごみを埋めない処理場にはカラスの姿無し！カラスの鳴きまねで1羽やってくるも、残念ながら捕獲できませんでした。



平成29年5月13日（土）

亀田川ボランティア清掃に参加しました。八重桜が満開です。（函館市公園河川整備課企画）



平成29年4月5日（水）

函館市の有害鳥獣（ニホンジカ）駆除がスタート。昨年度まで186頭でしたが、今年からは概ね倍の382頭の予算が確保され、農林業への被害の深刻さが伺われます。エゾシカの出産は6月以降。その前に、少しでも多くの個体を駆除しなければ・・・。



平成28年10月2日（日）

今日は、北斗市七重浜海岸清掃ボランティアに参加しました。6月は、毒蛾のため中止となりましたが、今回は天気よし！風ナシ！と絶好の釣り日和・・・。じゃなくてボランティア日和。狩猟解禁となった初回の日曜日にもかかわらず、11名が参加してくれた。ありがとう！



平成28年9月18日（日）

狩猟期目前！秋の安全狩猟射撃大会（9：00集合 江差射撃場にて）本会17名（教習指導員含む）ほか、北海道猟友会江差支部からも3名が教習指導等に参加です。感謝！大会終了後は、「ジュー」っと肉汁あふれる厚切りジンギスカン！天候にも恵まれ最高の射撃日和となりました。お疲れさま！



平成28年8月28日（日）

エゾシカ肉の焼肉パーティー。なんと前田一男衆議院議員が応援に来てくれました。天候不順で準備もままならず心配しながら迎えたこの日、最高の焼肉日和となり集結したメンバーの団結力は一層深まりました。



平成28年7月31日（日）

港まつり協賛イベント「ベリーボート船漕競争」に初参加。男子44チーム 1試合3チーム対戦のトーナメントです。チーム名「地域を守るノースランドレンジャー」 来年も頑張るぞ！



平成28年7月2日（土）

函館市大森浜環境美化活動ボランティアに参加しました。（土木部公園河川整備課企画）エリアは、漁火通り「函太郎」前浜から啄木小公園方面へ約400mのコースを選択 函太郎駐車場に7時集合。七飯、北斗部会のメンバーも集結。総勢17名が参加しました。



平成28年6月26日（日）

北斗市 七重浜海岸ボランティア清掃は、毒蛾のため中止です。函館市のHPでも毒蛾情報を確認できます。
<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp>



平成28年6月19日（日）

安全狩猟射撃大会（9：00集合 江差射撃場にて）16名参加 スキート部門 練習なし2R、大口径（ライフル、スラッグ）部門 試射制限、本射5発 大会終了後は、エゾシカの焼肉で親睦を深めました。



平成28年6月11日（土）

鳥獣供養祭を執り行いました。（湯の川温泉花びしホテルにて 17：00～）神主は、出雲大社函館分社よりお越しいただき、狩猟者15名が参加。自然に感謝し、一頭一羽すべての狩猟対象となった鳥獣の冥福をお祈りしました。



平成28年6月5日（日）

早朝5時集合。集合場所は、「函館市七五郎沢廃棄物最終処分場」昨年度より2時間早い集合だったのですが・・・。12名参加し、たったの2羽。カラスは何処へ行ったかな？残念な結果でした。



平成28年5月14日（土）

亀田川ボランティア清掃に参加します。
（函館市公園河川整備課企画）



平成27年度までのホームページは、PDFで閲覧ください。

[PDF（過年度HP）](#)



このマークは、当社が管理する登録商標です。

手のひらをマークにしても一般的だろうと、役員皆のアイディアで完成。
愛称「ZENRYOCHAN」は、当社発足時の社名に由来しています。

組織 ORGANIZATION

法人名 ：一般社団法人ノースランドレンジャー
設立年月：平成26年8月

	会員数44名（平成28年7月現在） 渡島本部 函館部会 36名
	七飯部会 5名
	北斗部会 3名

役員

役職	名前	その他
代表理事（会長）	狩谷一元	有害鳥獣・環境清掃・食餌木委員長
副代表理事（副会長）	工藤宏明	
副代表理事（副会長）	山下慎悟	渉外・企画委員長
専務理事	山内榮二	会計・審査委員長
常務理事	草間 均	
監事	保坂弘文	広報・射撃委員長
監事	杉本真一	

一般社団法人
ノースランドレンジャー

事務局
〒041-0852
北海道函館市鍛冶1丁目25番2号

TEL 0138-56-3688
FAX 0138-56-3670

定款（平成28年定款変更中）

第1章 総則	
（名称）	
第1条	この法人は、一般社団法人ノースランドレンジャー（以下「本会」という。）と称する。
（事務所）	
第2条	本会は、主たる事務所を北海道函館市に置く。
第2章 目的及び事業	
（目的）	
第3条	本会は、狩猟知識の普及及び狩猟道德の向上を通じて、野生鳥獣の保護管理、鳥獣資源の確保、有害鳥獣の捕獲及び狩猟の適正化を図ることと、生活環境の保全及び農林水産業被害を防止し、自然環境の恵沢を享受できる道民生活の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
（事業）	
第4条	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。 1.狩猟関係法規の周知徹底に関する事業。 2.野生鳥獣の保護増殖及び管理に関する事業。 3.有害鳥獣の捕獲に関する事業。

	4.狩猟行政への協力に関する事業。 5.射撃技術の向上を図る事業。 6.狩猟に関する知識の普及及び技能の向上を図る事業。 7.狩猟事故共済及びハンター保険に関する事業。 8.射撃場の管理運営に関する事業。 9.官公庁等から委託された事業。 10.環境清掃活動・食餌樹木植栽事業。 11.その他本会の目的を達成するために必要な事業
第3章 社員	
(本会の構成員)	
第5条	本会は、北海道内に居住する狩猟者で構成された団体（以下「支部」という。）であって、次条の規定により本会の社員となった者をもって構成する。
(社員の資格の取得)	
第6条	本会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
(経費の負担)	
第7条	①本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、社員は、その支部を構成する会員1人につき、総会の決議により定められた金額（以下この条において「会員納入金」という。）に毎年4月1日の会員数を乗じて得た額を支払う義務を負う。又、入会金も同様とし、入会時に支払うものとする。 ②社員は、その会員納入金を毎年4月末日までに納入しなければならない。 ③既に納入された会費は返還しない。
(任意退社)	
第8条	社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。
(除名)	
第9条	①社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該社員を除名することができる。 1.本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 2.その他除名すべき正当な事由があるとき。 ②前項の規定により社員を除名しようとするときは、その社員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名することを通知し、かつ総会で弁明する機会を与えなければならない。
(社員資格の喪失)	
第10条	前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 1.第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき 2.総社員が同意したとき 3.当該社員が死亡し、又は解散したとき
第4章 総会	
(構成)	
第11条	①総会は、すべての社員をもって構成する。 ②前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員総会とする。
(権限)	
第12条	総会は、次の事項について決議する。 1.社員の除名 2.理事及び監事の選任又は解任 3.理事及び監事の報酬等の額 4.貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認 5.定款の変更 6.解散及び残余財産の処分 7.その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)	
第13条	総会は、定時総会として毎年度事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
(招集)	

第14条	①総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 ②総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
(議長)	
第15条	総会の議長は、当該総会において社員の中から選出する。
(議決権)	
第16条	総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
(決議)	
第17条	①総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。 ②前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 1.社員の除名 2.監事の解任 3.定款の変更 4.解散 5.その他法令で定められた事項 ③理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
(議決権の行使)	
第18条	①社員は、あらかじめ通知された事項について、理事会において定めるところにより書面をもって表決し、又は委任状を提出することにより他の社員を代理人として表決を委任することができる。 ②前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
(決議の省略)	
第19条	理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
(報告の省略)	
第20条	理事が社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。
(議事録)	
第21条	①総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 ②議長及び議長が指名した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。
第5章 役員及び顧問等	
(役員の設置)	
第22条	①本会に、次の役員を置く。 1.理事4名以上20名以内 2.監事1名以上 ②理事のうち1名を会長とする。 ③会長以外の理事のうち3名以内を副会長、1名を専務理事及び2名以内を常務理事とすることができる。 ④第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
(役員の選任)	
第23条	①理事及び監事は、総会の決議によって選任する。 ②会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 ③理事のうちには、理事のいずれか1人及びその配偶者又は3親等内のその他法令で定める特別の関係（以下「親族その他特殊の関係」という。）にある者の合計数が、理事総数（現在数）の10分の1を超えてはならない。 ④監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
(理事の職務及び権限)	
第24条	

	①理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 ②会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。 ③副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。 ④副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、会長の職務のうち、本会の代表権を伴わない業務執行に係る職務を代行する。 ⑤会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 ⑥専務理事は、会長及び副会長を補佐する。 ⑦常務理事は、専務理事を補佐する。
(民事の職務及び権限)	
第25条	①監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 ②監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
(役員の任期)	
第26条	①理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。 ②監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。 ③補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 ④理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
(役員の解任)	
第27条	理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
(顧問等)	
第28条	①本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。 ②顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。 ③相談役は、本会の運営について、会長又は理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。 ④顧問及び相談役は、会長が推薦し、理事会において選任する。
(報酬等)	
第29条	役員、顧問及び相談役に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
第6章 理事会	
(構成)	
第30条	①本会に理事会を置く。 ②理事会は、すべての理事をもって構成する。
(権限)	
第31条	理事会は、次の職務を行う。 1.本会の業務執行の決定 2.理事の職務の執行の監督 3.会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
(招集)	
第32条	①理事会は、会長が招集する。 ②会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
(議長)	
第33条	理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合は、副会長が議長の職務を代行する。
(決議)	
第34条	理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を徐く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(決議の省略)	
第35条	理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示

	をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。
(報告の省略)	
第36条	①理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。 ②前項の規定は、第24条第5項の規定による報告については、適用しない。
(議事録)	
第37条	①理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 ②出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
第7章 支部	
(支部)	
第38条	本会は、理事会の決議を経て支部を置くことができる。
第8章 資産及び会計	
(基本財産)	
第39条	本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において定める。
(事業年度)	
第40条	本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)	
第41条	①本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを作成する場合も、同様とする。 ②前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。
(事業報告及び決算)	
第42条	①本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 1.事業報告 2.事業報告の附属明細書 3.貸借対照表 4.損益計算書（正味財産増減計算書） 5.貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 ②前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 ③第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。
(剰余金の分配の制限)	
第43条	本会は、剰余金の分配を行うことができない。
第9章 定款の変更及び解散	
(定款の変更)	
第44条	この定款は、総会の決議によって変更するとができる。
(解散)	
第45条	本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
(残余財産の帰属)	
第46条	本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
第10章 公告の方法	
(公告の方法)	
第47条	本会の公告は、官報に掲載してする。
第11章 事務局	

(事務局)	
第48条	①本会の事務を処理するため、事務局を置く。 ②事務局には所要の職員を置くことができる。又、任免は会長が行う。 ③事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。
第12章 雑則	
(規約)	
第49条	この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。
第13章 附則	
(設立時社員の氏名及び住所)	
第50条	当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。 ●北海道函館市末広町10番12号 小泉 康祐 ●北海道函館市鍛冶一丁目25番2号 狩谷 一元 ●北海道亀田郡七飯町大中山二丁目8番19号 大塚 常光 ●北海道函館市富岡町三丁目26番8号 谷口 博 ●北海道北斗市七重浜四丁目17番1号 笹尾 哲治
(設立時の役員)	
第51条	当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。 ●設立時理事 小泉 康祐 ●設立時理事 谷口 重勝 ●設立時理事 西村 孝 ●設立時理事 山内 榮二 ●設立時理事 大塚 常光 ●設立時監事 笹尾 哲治
(設立時の代表理事)	
第52条	当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。 ●北海道函館市末広町10番12号 設立時代表理事 小泉 康祐
(最初の事業年度)	
第53条	当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。
(定款に定めのない事項)	
第54条	この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

活動報告 REPORT



平成29年9月17日（日） 秋の安全狩猟射撃大会 （9：00集合 江差射撃場にて）9名参加

3連休のためか、ちょっと少ない参加でしたが、台風の影響もなく、無事大会を終了する事が出来ました。練習こそ安全狩猟の一步。射撃場で自信を付けて猟場に足を運んではどうですか？

※ゴミのポイ捨ては厳禁。きれいな環境で猟を楽しみましょう。



平成29年7月30日（日）
港まつり協賛イベント「ベリーボート船漕競争」
1チーム8名（漕ぎ手6名、舵取り1名、音頭1名）
「不完全燃焼の夏」
2チーム構成し挑んだこの大会。若手揃いのヤンチャーズ！に期待を込めるが、みなぎる闘志と裏腹に想定外の2着。タイムでの予選通過に希望をもってAブロックの行方を見守ったが、結果を聞いたメンバーの落胆は大きかった。

一般社団法人
ノースランドレンジャー

事務局
〒041-0852
北海道函館市鍛冶1丁目25番2号

TEL 0138-56-3688
FAX 0138-56-3670



写真をクリックすると、競技画像にリンクできます。

平成29年7月2日（日）
全道北前船漕大会（江差カモメ島祭にて）
1チーム10名（漕ぎ手8名、舵取り1名、音頭1名）
9：20受付。なので、10人乗りのハイエースを借用し、7：30函館を出発に出発した。峠は雨。ひろめ祭に続き中止はないよね！って不安を感じながら会場に向かったが、濃霧で気温が低いものの大会は決行。
29チーム参加。予選タイムの上位16チームが準決勝進出。予選1位通過タイムは1分32秒78。当チームは1分51秒68と20秒のハードルは高く、準決勝では1分50秒55。1分タイムを縮めたものの、準決勝敗退（7位）。決勝4チームで競い、優勝タイムは1分32秒00 ザ・レスキューが栄光をつかんだ。
最終戦は、7月30日（日）函館ベリーボート競漕です。



平成29年6月22日（木）
長野県信濃町猟友会との交流会
10：00～11：15 サン・リフレ函館にて
はーるばる来たぜ函館♪と信濃町から9名のハンターと添乗員さん1名が、当社の有害駆除活動について話を聞きたいと・・・当社は8名が参加。ちゃんとした対談になるか不安な理事達でしたが、あっという間の1時間。狩猟期には是非、この道南で一緒にエゾシカ猟をやりたいと幕を締めました。
発信機を使ったシカ猟にも挑戦してみます。
お土産ありがとうございました。当会員オリジナルのDeer（ディーア）ジャーキーはいかがでしたか？
またの来函をお待ちしています。

平成29年6月18日（日）
春の安全狩猟射撃大会
（9：00集合 江差射撃場にて）13名参加



スキート部門 2R
 1位 杉本真一 36点
 2位 山内和文 32点
 3位 乙部治 27点
 ライフル部門 5発
 1位 小澤嘉敏 50点 X3
 2位 保坂弘文 49点 X3
 3位 谷口重勝、山内榮二 46点
 スラック部門 5発
 1位 山下慎悟 46点
 2位 上斗米幸義 41点
 3位 草間均 11点



平成29年6月10日（土）
南かやべひろめ舟祭り「舟漕ぎ競争」
 昨年、函館港まつり協賛のペリーボート競漕に初参加した勇士。今年は、遠征しようと決起して待ち望んだ初戦がここ！早朝から外を見ずにわかるほどの雨は、前日の天気予報とおりである。
 しかし、実行委員から中止の連絡はなく、会場である臼尻漁港へ向うことに。到着して間もなく目にしたのは、トラックに載せられた磯船。もしかして・・・すると場内を流れる舟漕ぎ競争中止の放送が。
 残念でしたが、受付前で記念撮影し解散しました。写真を撮ってくれた実行委員の方、有難うございます。来年、またエントリーさせていただきます。
次の目標は、
7月2日（日）江差カモメ島まつり
全道北前船競漕大会です。



平成28年9月18日（日）
秋の安全狩猟射撃大会
 （9：00集合 江差射撃場にて）16名参加
 スキート部門 2R
 1位 大塚常光 26点
 2位 杉本真一 22点
 3位 草間均 17点
 大口徑部門 5発
 1位 山本敏己 50点満射（散弾銃）
 2位 山内榮二 49点（ライフル銃）
 3位 小澤嘉敏 45点 X3（ライフル銃）
 4位 大塚常光 45点 X2（ライフル銃）



平成28年8月28日（日）
エゾシカ肉の焼肉パーティー開催
 11：30スタート
 最高の焼肉日和となり、役員は10時から会場設置。F氏が数日前に捕獲したエゾシカをK氏が早朝3時より加工。15,6名の参加でしたが、前田衆議院議員も応援に駆けつけてくれ、一気にテンションUPです。16時頃にはちょっとHな歌を披露したF氏。山、川、海そして夜までオールマイティー。この日は、地域に根差した会にできるよう一致団結した意思を確認し合い、17時頃の解散となった。
 賛助会員等から寸志も頂きありがとうございました。心よりお礼申し上げます。
 みんなー！お疲れさまあ～！

平成28年7月31日（日）
港まつり協賛イベント「ペリーボート船漕競争」
 9：30開会式 男子44チーム、女子12チーム、内仮装に参加したのは3チーム。
 全くの素人8人でチャレンジしましたが、なんと、試合前から仮装部門入賞確定です。ラッキー！

本戦では、平均年齢約50歳が奮闘しました。



詳細は、8/20NCVにて放映されますので、ぜひご視聴のほどお願いいたします。



平成28年6月19日（日）

安全狩猟射撃大会

（9：00集合 江差射撃場にて）16名参加

スキート部門 2R

- 1位 小泉康祐 46点
- 2位 大塚常光 41点
- 3位 草間均 27点
- 3位 狩谷一元 27点

大口徑部門 5発

- 1位 小澤嘉敬 50点満射（ライフル銃）
- 2位 大塚常光 47点（ライフル銃）
- 3位 小泉康祐 46点（ライフル銃）

copyright©2016 northland-ranger all rights reserved.

h29kamomeiimalace.htmlへのリンク

社会貢献 CONTRIBUTION



平成29年7月1日（土）
函館市大森浜美化活動ボランティア
に参加（函館市土木部公園河川整備課企画）
6：45集合 7：00清掃開始 曇

暖かい湿った空気が海面で冷やされ発生するといわれる「海霧」。今年は、クマの出没が相次ぎ、本会のメンバーも早朝より出沒調査に出動していることもあり、ちょっと少なめの参加（10人）となりましたが、今後も地域のために頑張ります。お疲れさまでした。



平成29年5月13日（土）
函館市亀田川清掃ボランティアに参加
（函館市土木部公園河川整備課企画）
6：45集合 7：00清掃開始 曇

イトーヨーカドーに近い歓喜橋から市道を亀田川上流方向に移動しながら清掃活動を行いました。当社は、13名が参加。北斗支部、七飯支部からも参加していただき感謝です。

沿線は、日ごろ町内会の皆さんが清掃活動してくれているおかげで、とってもきれいでした。日々ご苦労様です。

でも、毎年なんです、なんで自転車が川の中にあるのでしょうか？こんなことできるって、普通じゃないですよね・・・。

一般社団法人
ノースランドレンジャー

事務局
〒041-0852
北海道函館市鍛冶1丁目25番2号

TEL 0138-56-3688
FAX 0138-56-3670



平成28年10月2日（日）
北斗市七重浜海岸清掃ボランティアに参加
7：50集合 8：00清掃開始 晴れ

七重浜海浜公園に集合し、実行委員から説明を受けたのち、ゴミ袋をもらって清掃開始。

砂浜一帯に貝殻がたくさん。これも拾うのか？なんて会話をしながら作業しましたが、花火やビニールゴミ。ロープの切れ端なんてのも多かったかな。
町内会では、数回清掃活動を行い環境美化に努めています。公共の場として一人一人しっかりマナーを守って遊んでほしいです。

狩猟解禁の誘惑に負けず集まってくれたメンバーに感謝。ありがとう。お疲れさま。



平成28年7月2日（土）
函館市大森浜美化活動ボランティア
に参加（函館市土木部公園河川整備課企画）
6：45集合 7：00清掃開始 曇

前日から雨模様で、当日の開催が不安視されており、メンバーからも「やるのかなー？」って確認の電話が・・・。

そして当日。七飯部会、北斗部会のメンバーも参加し、総勢17名で海岸美化のために頑張りました。



平成28年5月14日（土）
函館市亀田川清掃ボランティアに参加
（函館市土木部公園河川整備課企画）
6：45集合 7：00清掃開始 快晴

イトーヨーカドーに近い歓喜橋（産業道路）付近は、満開の八重桜。当社は、14名が参加。函館市職員から連絡事項を確認し作業開始。ラジオ体操する年配の方、早朝から遊ぶ子供たち。
さすがに釣り人はいないようですが、上流にはイワナやニジマスがちゃんと生息しています。
あっ！カルガモが3羽いましたよー。

「自分の土地にごみを投げられた」とか、「目の前でポイ捨てを目撃」なんて時は、ご立腹ですよ。
ボランティアをする皆さんの姿で、不法投棄をする皆さんが改心されますように。

ちょっと一休み SHORT BREAK

年月日	内容	摘要
平成28年11月24日	東京。54年ぶり（11月観測）の初雪となりました。今朝の函館は、薄っすら雪化粧した程度。でも、今朝の気温は－7度。最高気温も＋1度と真冬です。 ちなみに、今年の函館の初雪は10月30日。これは平年（11月3日）より4日早く、昨年（11月23日）より24日早い観測です。	
10月1日	狩猟解禁です！ クマさん、シカさん、カモさんと知恵比べ。	
6月1日	溪流の女王「ヤマメ」釣り解禁です。 函館の魚に制定されている「スルメイカ」漁も解禁です。 漁火が夜景を飾り、8月頃まで型は小さいけれど、やっぱり解禁と共に食べたい逸品です！	
毎月第4火曜日は「シカの日」	平成28年4月26日。今日は第4火曜日。 北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課が、毎月第4火曜日の「シカの日」（4[シ]+火[カ]＝シカ）として、エゾシカ肉を多くの皆さんに食べてもらえるようPR活動を展開しています。	
平成28年4月24日	函館 ソメイヨシノ開花宣言 五稜郭公園の桜は約1600本。函館公園の桜は約700本。他にも、全長約800mに約100本の桜並木がある桜が丘通り。満開時の桜のトンネルは感動的です。	
平成28年4月14日	函館 ツバメ初見 気象庁では、生物季節観測なんてのをやってて、ツバメの姿を確認したのは、平年より12日も早い記録なんだとか。何に活用されているのかわかりませんが、ヒバリ初鳴も平年より10日以上早い3/19に記録されています。 このほかにも、ウグイス、カッコウ、モズ・・・初鳴なんて記録もあるそうです。	

一般社団法人
ノースランドレンジャー

事務局
〒041-0852
北海道函館市鍛冶1丁目25番2号

TEL 0138-56-3688
FAX 0138-56-3670

活動報告



函館市鱒川に出たクマの駆除に箱オリの許可。

2015年9月5日 by secretariat in 活動報告 Comments Off

2015.9.4 オリの許可が出たので去年から置いてあるオリを仕掛け直した。2人の有害駆除隊で仕掛けてきた。



2015.9.5朝6時駆除隊3人と事務局同行。9月に入ったせいか、朝露も降りてめっきり寒くなってきた。

今回からクマの見回りに2人若手を加えた。新人養成もノースランドレンジャーの重要な目的であり、ベテランと一緒に経験を積んでもらい、次代の人材を育てていく。クマのことに詳しいK班長の後ろにしっかりとついていながら様子を伺う。オリに入っているときは気配ですぐわかるらしい。前にも書いたが、クマのいる所にはほとんど必ずカラスが上空にいるそうだ。オリの近くで確認したが、クマがきた様子はない。畑のメロンも収穫が済んだのかほとんどなくなっている。



オリをかけたら1週間くらい毎日しっかり見回りが必要らしい。3人の班編成を今日から毎日続ける予定。夜行性のクマが朝にこの場所にいるはずはないのだが、オリに入っているクマの写真が撮りたいと思ってついできた。残念！でもホッとしたのと半々だったが、ここ数年のクマの出没は増える一方だ。新聞報道されていないクマの出没情報はあちこちから入ってきている。デントコーン畑にも出没しているようだ。ドローンで上から撮影したいのだが、なかなか出動要請がかからない。有害駆除隊も空からの映像を楽しみにしているようだが、声がかかったらいつでも空撮をしてみたい。デントコーン畑にどっかり腰を下ろして食事のクマの映像を、ノースランドのホームページで公開しようと思っている。



活動報告

■2015.09.05

函館市鱒川に出たクマの駆除に箱オリの許可。

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出沒 巡回調査2

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出沒 巡回調査1

活動報告

同行レポート

■2015.01.27

1月のキツネ狩り

■2014.12.07

鴨撃ち同行記 2

■2014.10.05

鴨撃ち同行記 1

同行レポート

畑にはエゾシカの新しい足跡があった。クマも鹿もリスも色々な動物がいるこの場所は大自然そのもの。人間が間借りさせてもらっているという環境だ。でも人が住んでいる以上できるだけ早く駆除をする必要がある。オリに入ると良いのだが？

来月10月からはハンターたちが待ち焦がれている狩猟が始まる。カモやエゾシカなど狩猟対象動物には、来てほしくない季節なのだろうな。

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査2

2015年8月28日 by secretariat in 活動報告 Comments Off

2015.8.26夜明け寸前朝5時集合、有害駆除隊2日目出動。



高台に車を置いて、歩いて現地へ。K班長は熊の通り道や習性をよく知っているので、一人で反対側の山の中に一足早く入山。連絡を取りながら分担して畑と周辺を確認、3・4日周期でまた戻ってくるというクマの行動パターンを知っているK班長は、谷を横切りながらクマの痕跡を追跡。クマは感が鋭く、警戒心の強い動物で頭よく、人間との知恵比べを楽しんでいるような獣でもある。K班長はクマを子供の時から何十年も追いかけてきた男で、生まれた時からクマとの関わりが深く、クマを語ったら右に出るものがいなくらい熱く語る。



畑には去年一度かけて置いてある箱わなが残っている。雑草が伸びて同化しているが、いざとなったらまた出番がやってくる。箱わな用の餌は蜂蜜が良いとか、イカのゴロが匂いが強いので良いとか、いろいろ個人のノウハウがあるらしい。間違いなく畑にやってきた足跡や痕跡が残っていたが、何かが違うと察知したらしくメロンには手を出さずに諦めて帰ったらしい。畑周辺のクマが出入りしそうな場所を手分けして確認して、出入りしそうな場所すべてに確認用に仕掛けをセット。クマのことに詳しい駆除隊員が多いこともあり、何も言わずに自主的に分担しながら手早く動く。一言も発せず見回り巡回を終了。



この場所の周辺には4頭くらいのクマがいるらしい。クマの穴も確認されているという。出てこないのが一番よいのだが、一度美味しいメロンの味を覚えたクマは必ずやってくる。有害駆除隊同行記は続く。

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査1

by secretariat

in 活動報告

Comments Off

今年のクマはほとんど毎日新聞報道されている。函館、七飯、北斗や周辺のどこにでも出ている。話題にも出ないくらい当たり前の出来事です。去年東京からきた知人のハンターは、「街中に頻繁にクマが出没する」という話は都会からきた人を脅かす為のネタだと思っていたらしいが、やっと信じてくれたと思う。



函館市鱒川は函館駅から約30分くらいののどかな場所で、去年も同じ頃に出たクマなのか、同じ畑にまたやってきた。



2015.8.25有害駆除隊の出動を聞きつけ、事務局は旭岡（鱒川の隣）の集合場所に朝6時合流。夜明けは5時頃なので明るくなっているが、現地は民家も1軒しかない山に囲まれた自然がいっぱいの場所でした。K班長の指示で高台の見通しの良い場所で車を止める。



畑まで行く前に周辺環境確認のために、今話題の空撮を実施。ほとんど空撮ヘリの音が聞こえない高度100mに上げてから被害現場まで移動、被害のあった畑や熊の隠れていそうな場所や通り道、大きな木などを撮影。空撮画像をモニターで見ると、今までの経験と歩いて覚えていた現地の周辺環境に加え、空撮ならではのまったく違うものが見えて来る。





道路から家まではすぐ、家から畑までもすぐそば、畑の周辺には川が流れ、切り立った山が目の前にあり人間と熊が共存しているということがよくわかる。



空撮を終えて、無風で曇り空だったので、熊にきずかれる心配は少なかったが気配を消して2班に別れてそっと入っていく。いつでも撃てる準備をして畑に到着。



クマの足跡や、入ってきた場所を確認。畑にはプリンスメロンが穂っていた。爪を立てられたメロンや畑の中の踏まれた状態を確認。現場検証のあと、熊の出入りを確かめてあちこちに小さな仕掛けをセット。被害者Hさんは毎年クマに畑の作物を荒らされているが、今年もプリンスメロンを育てた。やはり実った頃を見計らって熊はやってくる。



美味しいのをわかっているのだから当然とはいえ、人間のテリトリーに入ってきたら駆除せざるを得ない。クマは間違いなく近くからみているらしい。初日の見回り終了。

函館市埋立処分場「2015-真夏のカラス駆除」

2015年8月17日 by secretariat in 活動報告 Comments Off

ほとんどが休みに入っている夏休みの最終日2015.8.16に緊急カラス駆除隊出動。あいにくの曇り空でしたが、やっぱり空が明るくなってきました。晴れ男が誰なのかはわかりませんが、日が昇るにつれ暑くなってきました。またも良い天気の開催でした。





今回のカラス駆除隊は、「スズキジムニー愛好会」と勘違いされるような、狩猟民族が最も愛用するこの車の所有者がなぜか揃いました。他にもまだ5人くらいがジムニーに乗っています。



もう10年・20年以上乗り続けているという車の荷台はまさにアウトドアそのもの。銃は当然、釣り竿やたも、長ぐつ、ウェーダー、何が入っているのか分からない道具箱がいっぱい。ほとんど全員の後部席に人は乗れそうになく、遊び大好きな男の子がそのまま「やんちゃおじさん」になったんだろうなというRVカーそのものです。

書き出しが長すぎるのは、カラスもお盆休みだからです。周辺を探して追い出そうにもほとんどいない。高〜く飛んで様子見をしているカラスが数羽。聞こえてくるのは蝉の声ばかり。蝉を食べているらしく、危険をおかしてまでハンターの前を飛び回る必要はない。



カラスの声を真似できるKが今回も一芸を披露すると、どこからともなくカラスの鳴き声が聞こえてくる。早速木陰に隠れて銃を構えるがどこからも飛んでこない。



真夏のカラス駆除はアウトドア親父の井戸端会議に変更。銃の話や狩猟、釣り、道具と続き話が尽きず終わりそうにない。1時間以上も話し込んで来月にも再度出動することを確認して解散。



2015.7.4函館市大森浜清掃ボランティア参加

7月1週目の土曜日、行事の晴天率100%好天記録更新中！昨日の昼から急に日が差し、気温がどんどん上昇。公式の行事予定で天気を心配したことが一度もなく、出席も100%必ず全員参加。



今回の大森浜清掃は、津軽海峡に面した海岸総距離？kmを9ブロックに分けて当会の担当エリアは400m位、駐車場が確保されているので車をおいてすぐ清掃に取りかかれる。7時開始予定だったけれど、6時半にほとんど揃ったので、ゴミ袋と軍手を支給していただき早速清掃開始。



津軽海峡は穏やかで波をかぶる心配もなく、波打ち際から堤防、波消しの消波ブロックのそばまで、幟を担ぎながら函館山方面から啄木公園よりまで。流木や木片が多く、ゴミ袋がすぐ足りなくなってしまう。大きなタイヤを発見したのは、さすが仕事がタイヤ屋さん、取り扱いに慣れている。



砂の中に埋まっている大きな流木を数人がかりで掘り起こす。蛍光グリーンのお揃いのベストを着た別の団体と合流となり、大森浜の担当エリアは蛍光グリーン1色に埋め尽くされるほどの大人数。とても目立ついい色だなと自己満足してしまいました。



今回も、協賛されている賛助会員の広告ボードを持参、立ち止まって見ている一般清掃参加者がおり、当会の活動が少しずつ浸透していけばボランティア活動を行う意義があるというものです。





普段は車で移動しており、ゆっくり海岸線を歩くことなどなくなり、このような機会を利用して海辺をきれいにすることは、自分にとっても貴重な体験とゆったりとした贅沢な時間が流れます。

平成27年度 鳥獣供養祭と新年懇親会

2015年6月5日

by secretariat

in 活動報告

Comments Off

平成27年5月30日（土）函館湯の川温泉「竹葉新葉亭」で午後6時から、平成27年度「鳥獣供養祭」を出雲大社函館教会にお願いし、当会の顧問・相談役・賛助会員・一般会員出席のもと、野生動物の生態管理と環境保全のため捕獲駆除した鳥獣の供養、農作物の被害防止、活動の無事故と地域の安全を祈願して執り行いました。



そのあと、同じ会場で「新年懇親会」を開催。代表理事、国会議員、道議会議員、市・町議会議員のご挨拶に始まり乾盃のあと歓談開始。

ご挨拶の中で、有害被害及び駆除・若手ハンター育成など、狩猟に関するいろいろな課題や問題点など、ハンターに課せられた社会的責任とエゾ鹿肉の有効活用など新たな展開への要望や期待も含め、一丸となって協力して取り組んでいくことを約束していただきました。





宴がはじまると早速あちこちのテーブルで会場狭しと名刺交換やお酒を注ぎながら交流が始まりました。昨年の忘年会の倍以上の参加があり、写真の笑顔が物語る通りとても賑やかで和気あいの懇親会でした。



S道議が途中参加してからはさらに賑やかになりあっという間に時間が過ぎ、S道議の閉会の挨拶を持って、記念すべき（一社）ノースランドレンジャー第1回鳥獣供養祭と新年懇親会は成功裏に終了しました。



2015亀田川を美しくする会清掃ボランティア参加

2015年5月12日

by secretariat

in 活動報告

Comments Off

平成27年度函館市「亀田川を美しくする会」清掃活動にボランティア参加、5月9日土曜日早朝6時45分集合、公式行事はすべて快晴・温暖のジジクス通り今回もとても良い天気です。





集合時間前に20名の参加者が勢ぞろい。揃いの蛍光イエローのベストと蛍光グリーンの帽子で集合写真を撮って清掃活動開始。



今回の清掃エリアはとても広い。亀田川河口から大森橋までの約6km、約1kmほどの河川敷が当会の担当、一般の参加者は他に10人ほど。大型ゴミを支給された袋に詰めながら大人数で手分けして拾い集める。



遊歩道ということもあり、歩道にはゴミはほとんどないが、河川敷や川のなかに不燃ゴミがあり、山や笹藪の中にいつも入って慣れているせいか、どこへでも入ってすぐ拾ってくる。

当会の清掃活動は2回目、今年は函館市、北斗市、七飯町のボランティア行事に参加予定です。キレイすっきり作戦、地域貢献と地域住民との相互交流を今後も積極的に展開していきます。



2015春の安全狩猟射撃大会

2015年4月20日

by secretariat

in 活動報告

Comments Off

2015年4月19日 今回も江差射撃場をお借りして、朝9時から春の安全狩猟射撃大会を開催しました。

去年9月から始まった会の屋外行事はすべて晴れて温暖、これ以上ないくらいの好天に恵まれ開催することができました。



スキートとライフル、スラッグに分かれ参加者みんなで分担しながら準備完了。江差射撃場の管理者の協力をいただきながらスタート。普段は狩猟が主で、射撃はあまりしない会員がほとんどなので最初は当たらないでダンダン調子をあげていきます。



今回は当会紅一点のH・Sさんもスラッグに参加、標的射撃もほとんど経験なくみんなも手取り足取りで教えるつもりが、なんと命中率が高い。感心することしきり、躊躇なく引き金を引きタイミングも早い。さすがに数打つうちに肩が痛くなり、本射より試し撃ちの方が良い結果が出ていた。女性ハンターが一人いるだけでとても和んで楽しい射撃大会でした。



成績発表・表彰して3時間くらいで終了、そして専務理事が前の晩から下準備してくれた「エゾシカ肉」の焼肉昼食会を開始。大量の野菜に超太いギョウジャニンニクと絶対の自信ありと教えてもらっていた「エゾシカ肉ジギスカン」、前から食べるのを楽しみにしていた焼肉パーティ開始。肉厚だがとても柔らかく簡単に噛み切れるし、本当に旨い！売り物にできるくらいのおいしいお肉でした。さらに20個以上ものお稲荷さんまで作ってくれた。美味しい昼食と自然の恵みに感謝して楽しい昼食会も終え午後1時半で解散。

函館市第2回カラス駆除

2015年4月8日

by secretariat

in 活動報告

Comments Off

3月の最終日曜日、朝7時集合。先週のエゾシカ巻き狩りに続き今週日曜も早朝7時集合。

季節柄歓送迎会があったりで、何かと夜遅くまでの活動が続く会のメンバーだが、睡眠不足のまま参加したり、子供を連れて参加した若手ハンターら、前回を上まわる会員が集合。集合場所近くの電線にカラスが前回より多くいた。



今回は「カラスの鳴き声大作戦」で開始。準備した「カラスの鳴き声」は子ガラスが親を呼ぶ鳴き声や仲間を呼ぶ声らしい。何箇所にも分かれ、車から鳴き声を流し呼び寄せる。最初は本当に寄ってきた。すごいと思ったが、さすが「カラス」ばれたのかと思うくらい全然近寄っても来なくなった。もともとこの処分場にはあまりいないのに、ハンターが駆除に来たのを空から見ているのだから、寄ってこないのは当然だ。少し離れた住宅街の空き地や枝にはいっぱい停まっていた。





駆除隊が帰るまでは一時退避命令が出ているのだろうか。それでもさすが駆除隊。数少ないチャンスは見逃さず、前回以上の成果をあげる。少しでも有害駆除に貢献できるように、これからも定期的に続けることを確認し、約1時間半のカラス駆除終了。



30から40歳位くらい歳の離れたベテランから若手まで、楽しそうに情報交換したりレクチャーしたりして、ハンターの減少防止や若手の育成をノースランドレンジャーはをコツコツ続けていく。

エゾシカ第2回巻き狩り

2015年4月6日

by secretariat

in 活動報告

Comments Off

3月後半の日曜日、函館の大型スーパー駐車場に朝7時集合。今回は1回目より参加者が多かった。

出発前に今日の行く場所、役割や指示をボードに記入しながら作戦を練る。何台かの車に便乗して、今回も恵山方面に出発。全く雪もなく、天気も良く暖かいので軽装でOK。目的地へまっしぐら、すぐ山道に入り、広めの空き地に車を置いて、台数を減らして山道を登る。ふきのとうや、福寿草が咲いてもう春、今年はかなり雪が少なく山奥でエサがとれて里に下りてきていないので、例年ほどエゾシカは獲れなかったらしい。増えすぎたエゾシカによる農業被害が増えないことを願う。



今回は勢子を中心に紹介。山歩きの親分Kが勢子3人事務局ら素人2人を引き連れ山に入っていくと、シカの足跡・糞はどこにでも一杯ある。分担箇所を指示しながら3班に分かれ、最後に親分Kが急な山肌に分け入る。



早速新しいシカの糞がいっぱい、木の間をくぐりながら音を立てずにそっと入って行くが、30分くらい歩いてもどこからも銃声は聞こえず、巻き狩り1回目はあっさり終了。

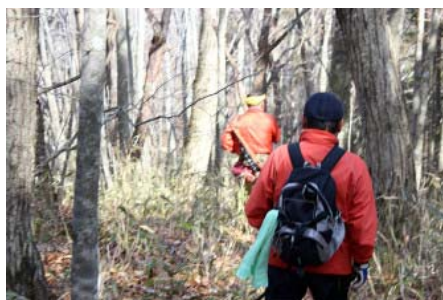




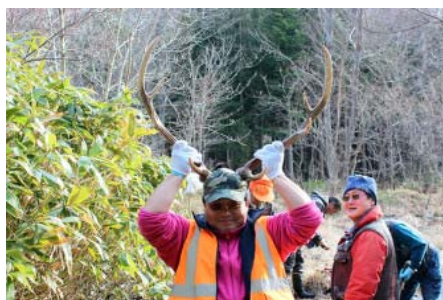
巻き狩り2回目開始。立ちの何人かと合流してそのまま今度は急な沢を下りていく。上から見ても急だったが、いざ降りると本当にきつい。でもシカは飛び跳ねて歩き回るそう。勢子はまた3班に分かれ、それぞれの場所から下りていく。反対斜面には待ち構えている立ちがいる。斜度40度以上あるような沢を木の枝や笹に掴まりながらやっとの思いで降りる。雪解けが早いので足元が乾いているが、所々は水分を含んでいるのでずるずると滑り、必死に枝や笹にしがみつくと。断崖に出くわし、斜めにゆっくり下りていくが、足場の確保も大変だ。後ろについていくと枝が跳ね返って顔を直撃。鉄砲を背負って急傾斜の山下りは本当に大変だ。断崖を周りこむと南斜面の木の根の下が大きく掘れて、いかにもクマの巣のような場所に出る。一緒に下りたスナイパーMがこういっているんだぞと教えてくれる。穴の写真を撮ろうとすると、足が滑りピンボケで絵にならず。振り返りながら降りると、残雪の上にクマの足跡を確認、やっぱりいるらしい。近くにいない事を願いながらその足跡を確認。ハンターと一緒にとはいえ、やはり怖い。去年はキノコを探っている時に、今度は巻き狩りで又クマの縄張りに入った。沢まで降りると山歩きの親分Kと合流、クマのことを伝えと、親分Kは一人で確認のために山を又登っていく。なんという体力だ、10分ほどで山の上から親分Kの顔が見える。さすが山歩きのスペシャリスト、一緒に戻れば良かったが、違う場所を歩いたのか確認できなかったらしい。一緒に沢まで降りると、小さな滝が2カ所やはり雪が少なかったせいか水量は少ない。合流地点まで戻る体力もなく沢伝いに下りて車に回収してもらう。



3時間近く歩きっぱなし。昼休みをしてすぐ、今度は車を置いた山の入り口までを目指し巻き狩り3回目開始。また、親分Kについていく。今回の巻き狩りには知人の新人H・Kを誘った。なんと66歳でハンターになるという尊敬に値する元気なお父さんです。1回目と3回目と一緒に勢子を付き合ってくれた。息を切らしながら必死についていくが、ハーハーと大変そう。親分Kがやっと休憩してくれた、尾根から沢伝いに何本も超えた。別の勢子と無線連絡しながら遠巻きに追っていく。



1時間半強、歩きっぱなしでさすがに辛い。勢子がいかに大変か今回初めて経験したが毎回勢子をしてくれる親分Kには本当に頭が下がる。合流地点が見えてきたとき銃声が3発すぐその後には又2発。獲っただろうな絶対に！と願いつつ、無線連絡を取る。「オス」を1頭遂に仕留めた。苦労が報われた瞬間だ、それにしても厳しい。親分Kから鹿狩りやクマのことを教えてもらいながらゆっくり降りると、獲物の写真を撮って欲しいと連絡が来る。事務局が勢子をしていることを知らなかったのか、探していたらしい。又車に迎えに来てもらい、早速写真撮影。



なんと立派で大きな角だろう、体重は150kg位ある。新人H・Kは鹿の解体を見たいと言っていたのでやっと希望を叶えてやれた。みんなで分担しながら、解体作業、肉を分け後片付けをしてやっとエゾシカ巻き狩り2回目終了。夕方4時を回っていた。何をするにも舞台裏で頑張ってくれた黒子役の勢子と解体係に感謝、成果をみんなで平等に分けて楽しく1日を終える。やっぱり楽しい、でも疲れた。

Previous Posts



一般社団法人ノースランドレンジャー 〒041-0801函館市桔梗町379番26号 TEL.FAX:0138-47-3555

[HOME](#) [ノースランドレンジャーとは](#) [ハンターになるには](#) [活動報告](#) [同行レポート](#) [リンク集](#)

Copyright © 2015-2016 一般社団法人 ノースランドレンジャー All Rights Reserved.

同行レポート



1月のキツネ狩り

2015年1月27日 by secretariat in 同行レポート Comments Off



雪を見たらもう直ぐ春なのかと思えるような無風でとても穏やかな1月の日曜日、キツネ狩りに誘われた。前日から防寒靴、かんじき（洋風）を用意して、歩く覚悟をして完全防寒で参加。でも、1月とは思えないくらいの少雪、温暖。道路に雪は全くない。何年も通い続けている、自称「こんな優しい顔のハンターが何処にいる」というYさんの猟場に予定より早く到着。今回はYさん親子、スキートT、江戸っ子Sと私の5人。川に沿ってゆっくり行くと、鴨がいっぱい飛び立つ。今日はキツネ狩り、鴨には見向きもせず、黙々と狐を探す。天気が良いせいか、雪の上で日向ぼっこしている狐がいっぱいた。こんなにいるとは予想もしていなかったの、写真を撮るのを忘れ、追いかけてしまう。狐の逃げる速さは予想以上に早い。当然必死なのだからどんどん遠くへ離れていく。写真は1枚も取れず。狙った猟場へ行くために遠くに車を置いて、カンジキ履いて3班に分かれて出発。雪がないので歩きやすかったが、事務局Mは全てが初体験。靴が歩いているという感じ。必死についていく。猟場に到着。

指定の場所に分散、いきなり目の前で獲物発見。2人で一緒に狙う。当たったみたいだが、笹藪に逃げていく。両サイドに声をかけるが見失う。逃げ足は早い。江戸っ子Sが追いかけるが見つけれず。今度は逃げたのと違う方の川沿いを尻尾の黒い別な狐が走る。かなり速い。撃った瞬間、首をすくめて一瞬こっちを振り返るがスピードは落ちない。一気に上流へ逃げていく。とにかくみんな早い。シャッターチャンスは皆無。2時間くらいの間に7匹もいた。雪の中に足跡がいっぱい。キツネ狩りをするハンターがいないのか、かなり増えているらしい。



場所を移動。山沿いの道路をゆっくり登っていく。Yが20年以上前にクマを獲ったという場所へ移動。川の近くで狐発見。ハンターの横を走り抜ける。本日初の獲物をGET。直ぐ、袋を用意して回収。



活動報告

■2015.09.05

函館市鱒川に出たクマの駆除に箱オリの許可。

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査2

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査1

活動報告

同行レポート

■2015.01.27

1月のキツネ狩り

■2014.12.07

鴨撃ち同行記 2

■2014.10.05

鴨撃ち同行記 1

同行レポート

やっと写真が撮れた。そのあと、20年前のクマとの出来事を歩きながら教えて貰う。道路沿いにあった朽ちた鉄製のクマが隠れていた大きな倉庫、川に逃げ、山に逃げるのに登った傾斜50度以上ある崖の場所（仕留めた場所）も教えて貰った。ハンターに歴史あり。何年か前に山菜採りにはいった地元の人が襲われた場所もすぐ近らしい。道路の両側は傾斜のきつい山が迫っている。どこにでもクマやシカがいるらしい。ビデオカメラを拡大して山肌を見ながら獲物を探す。黒い塊を見つけると遂、足が止まってしまう。そう簡単に見つかるわけがないが、キョロキョロしながら車まで戻った。今回も半日かけてよく歩いた。帰りの車は眠くて起きているのがやっと、今回もSの横で呑気にナビゲーター。とてもドライバーは動まらない。ハンターたちの体力はすごい。案の定2日後に筋肉痛になった。

鴨撃ち同行記 2

2014年12月7日 by secretariat in 同行レポート Comments Off

すごい寒い12月の日曜日朝6時集合、事務局Mは靴下重ねばき、スキーに行くのと同じ完全防寒で準備万端。

今回は猟友のSの車に乗せてもらう。Sは東京出身、体を鍛え、仕事以外の時間は全て趣味に費やすという男。釣りや猟をしたくて北海道に移り住んだアウトドア野郎です。なのにとっても優しい。でも銃を構えたときは完璧なハンター。彼の紹介はこの辺で。

前日に降った雪と冷え込みで、道路はアイスバーン、我ら鴨撃ち隊は北へ向かう。北方面は吹雪混じりの強風がふく、でも鴨撃ちにはベストコンディション。ハンター歴60年になる我らがボストの猟場へ直行。目的地に着くと、風は少し強め、吹雪模様。



指示に従って鴨が居る場所へこっそり移動。鳴き声が聞こえてきた。かなりいる。準備OK、いきなり何十羽もの鴨が一斉に飛び立つ。もう少し前に出ようと思った瞬間飛び立ったので、ベストショットには程遠い写真しか撮れなかった。あちこちから聞こえる銃声。今日一発目なのでみんなも焦ったらしい。鴨が落ちた場所を特定するもなかなか見つからず。今回猟犬はいないので、雪の中、笹藪を漕いで鴨探し。みつからない。何度も歩いた雪の上に、鴨の毛があった。踏まれて雪の中に埋もれたのか、落ちた時に突き刺さったのかもわからないが、すっぽり隠れていた。銃を撃たない事務局Mだが、自分で獲った気になった。



半矢になった鴨を探すために横一列に並んで鴨探し、体力もいるがなぜか楽しい。鴨も必死。足跡を残して笹藪に隠れる。Oが止めをさした。みんなで獲物を捕った一体感が笑顔に現れている。ため池はほとんど凍ってるので、猟場の川を渡り歩く。ボストが川のなかに立って銃を構える姿は、特別な緊張感が伝わってくる。



何箇所も回って昼はコンビニで昼食休憩、やっとい息。函館へ戻りながら河口周辺で撃った鴨の回収では釣竿に見えるが、鴨キャッチャーなる浮かんでいる鴨を引っ掛けるための道具が登場。水面に投げて鴨を上手に引っ掛ける。銃だけでなく、便利な道具があることに感心する。

脂が乗って美味しそうな丸々太った今日の獲物に感謝。

鴨撃ち同行記 1

2014年10月5日

by secretariat

in 同行レポート

Comments Off

銃のことを何も知らない事務局M、生まれて初めての鴨撃ちに連れて行ってもらう。

10月1週目、朝つゆが少し残っている松山地方の狩猟場に6時すぎ到着。全員今年初の鴨猟、稲刈り後の田んぼ近くのため池や川、草むらをかき分けて鴨探し。田舎育ちの私は子供に帰ったような楽しい時間を楽しんだ。

静かに車から降りて、音を立てないようにドアを閉めて、銃を出してこそっと、猟場へ忍び足。鴨の鳴き声が聞こえて来る。鴨を追いついて飛び出した瞬間を狙う。散弾銃の音にびっくり。一緒に歩いていて、音に気づいた鴨が急に飛び立っていきなり引き金を引く。準備してない時にすぐ横で撃った銃の音にまたまた驚く。

カメラを構えてベストショットを狙っているが、一緒になって鴨を見てしまう。シャッターチャンス逃し、撃たれた鴨の落ちた場所もわからない。草むらや川に落ちたら全く見つけれない。でも、ラブラドルがいる。さすが猟犬。草むらだろうが、川のなかだろうがどんどん入っていく。鴨を口にくわえて振り回して草むらから飛び出してくる。野生に帰った瞬間だ。できればボーナスが欲しいだろうと思うくらいすごい活躍だ。



ため池の奥の方に落ちた鴨が半矢らしくどんどん奥へ逃げていく。ため池の奥の、朽ちかけた倒木がいっぱいの湿地帯をこいで行くと、あたり一面のボリボリ（きのこ）発見。鴨を捕まえてから、大きな袋を用意してみんなできのこ採り。一石二鳥とはこのことか。



しかし、戻り道にあったのは熊の糞。何日か前のものらしい。こっえ！早く逃げ出したかったが、とりあえず写真を1枚。横の大木には爪の後。恐怖心を抑えて平常心を装いながら、ベテランハンターがそばにいたことも忘れて車を置いてある広場まで急いで戻ってきた。そこで焼肉バーベキュー。熊が匂いを嗅ぎつけてやってくるわけないけど、なかなかの緊張感だ。熊はどこにでもいるとのこと。人間が熊のテリトリーに入っているというだ。

食後、道路から離れたところにある田んぼの横の猟場へ移動。ここはすごかった。一度に20羽以上の鴨が飛び立った。

一箇所で6羽くらい落とす。目の前の小川に落ちた鴨を捕まえてやろうと思って川に入っていく。半矢だったのか急に飛び立った鴨が、ちょうどハンターの前に出て撃たれた。ため池の中に潜り込んだ鴨を追いつくために、われらがラブラドル登場。見事に追い出してくれた。15羽もの獲物を獲った。その場で解体して狩猟終了。長い一日だったが楽しかった。

土産にもらった鴨は美味しくいただきました。もっと寒くなると脂が乗り、絶品になるという。また、連れて行ってもらう日を楽しみにハンター同行の1日終了。



ノースランドレンジャーとは



概 要

- 法人名 一般社団法人 ノースランドレンジャー
- 設立年月日 平成26年8月
- 所在地 〒041-0801函館市桔梗町379番26号
TEL/FAX : 0138-47-3555
- 会員数 46名
- 役 員
 - 代表理事 谷口 重勝
 - 副代表理事 狩谷 一元
 - 副代表理事 谷口 博
 - 専務理事 山内 榮二
 - 常務理事 大塚 常光
 - 監事 笹尾 哲治
- 設立目的 狩猟知識の普及及び狩猟道德の向上を通じて、野生鳥獣の保護管理、鳥獣資源の確保、有害鳥獣の捕獲及び狩猟の適正化を図ることと、生活環境の保全及び農林水産業被害を防止し、自然環境の恵沢を享受できる道民生活の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 主な事業
 - 1. 狩猟関係法規の周知徹底に関する事業。
 - 2. 野生鳥獣の保護増殖及び管理に関する事業。
 - 3. 有害鳥獣の捕獲に関する事業。
 - 4. 狩猟行政への協力に関する事業。
 - 5. 射撃技術の向上を図る事業。
 - 6. 狩猟に関する知識の普及及び技能の向上を図る事業。
 - 7. 狩猟事故共済及びハンター保険に関する事業。
 - 8. 射撃場の管理運営に関する事業。
 - 9. 官公庁等から委託された事業。
 - 10. 環境清掃活動・食餌樹木植栽事業。
 - 11. その他本会の目的を達成するために必要な事業

定 款

一般社団法人 ノースランドレンジャー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ノースランドレンジャー（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、狩猟知識の普及及び狩猟道德の向上を通じて、野生鳥獣の保護管理、鳥獣資源の確保、有害鳥獣の捕獲及び狩猟の適正化を図ることと、生活環境の保全及び農林水産業被害を防止し、自然環境の恵沢を享受できる道民生活の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。



活動報告

■2015.09.05

函館市鱒川に出たクマの駆除に箱オリの許可。

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査2

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査1

活動報告

同行レポート

■2015.01.27

1月のキツネ狩り

■2014.12.07

鴨撃ち同行記 2

■2014.10.05

鴨撃ち同行記 1

同行レポート

1. 狩猟関係法規の周知徹底に関する事業。
2. 野生鳥獣の保護増殖及び管理に関する事業。
3. 有害鳥獣の捕獲に関する事業。
4. 狩猟行政への協力に関する事業。
5. 射撃技術の向上を図る事業。
6. 狩猟に関する知識の普及及び技能の向上を図る事業。
7. 狩猟事故共済及びハンター保険に関する事業。
8. 射撃場の管理運営に関する事業。
9. 官公庁等から委託された事業。
10. 環境清掃活動・食餌樹木植栽事業。
11. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

（本会の構成員）

第5条 本会は、北海道内に居住する狩猟者で構成された団体（以下「支部」という。）であって、次条の規定により本会の社員となった者をもって構成する。

（社員の資格の取得）

第6条 本会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 ①本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、社員は、その支部を構成する会員1人につき、総会の決議により定められた金額（以下この条において「会員納入金」という。）に毎年4月1日の会員数を乗じて得た額を支払う義務を負う。又、入会金も同様とし、入会時に支払うものとする。

②社員は、その会員納入金を毎年4月末日までに納入しなければならない。

③既に納入された会費は返還しない。

（任意退社）

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第9条 ①社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. その他除名すべき正当な事由があるとき。

②前項の規定により社員を除名しようとするときは、その社員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名することを通知し、かつ総会で弁明する機会を与えなければならない。

（社員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
2. 総社員が同意したとき
3. 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

（構成）

第11条 ①総会は、すべての社員をもって構成する。

②前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員総会とする。

（権限）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 総会は、定時総会として毎年度事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 ①総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

②総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 ①総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

②前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定められた事項

③理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の行使)

第18条 ①社員は、あらかじめ通知された事項について、理事会において定めるところにより書面をもって表決し、又は委任状を提出することにより他の社員を代理人として表決を委任することができる。

②前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 ①総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

②議長及び議長が指名した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び顧問等

(役員の設置)

第22条 ①本会に、次の役員を置く。

1. 理事4名以上20名以内
2. 監事1名以上

②理事のうち1名を会長とする。

③会長以外の理事のうち3名以内を副会長、1名を専務理事及び2名以内を常務理事とすることができる。

④第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 ①理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

②会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

③理事のうちには、理事のいずれか1人及びその配偶者又は3親等内のその他法令で定める特別の関係（以下「親族その他特殊の関係」という。）にある者の合計数が、理事総数（現在数）の10分の1を超えてはならない。

④監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 ①理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

②会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

③副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

④副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、会長の職務のうち、本会の代表権を伴わない業務執行に係る職務を代行する。

⑤会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

⑥専務理事は、会長及び副会長を補佐する。

⑦常務理事は、専務理事を補佐する。

（民事の職務及び権限）

第25条 ①監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

②監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第26条 ①理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

②監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

③補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

④理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（顧問等）

第28条 ①本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

②顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

③相談役は、本会の運営について、会長又は理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

④顧問及び相談役は、会長が推薦し、理事会において選任する。

（報酬等）

第29条 役員、顧問及び相談役に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

（構成）

第30条 ①本会に理事会を置く。

②理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、次の職務を行う。

1. 本会の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第32条 ①理事会は、会長が招集する

②会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（議長）

第33条

理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合は、副会長が議長の職務を代行する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を徐く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 ①理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

②前項の規定は、第24条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第37条 ①理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

②出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 支部

(支部)

第38条 本会は、理事会の決議を経て支部を置くことができる。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 ①本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを作成する場合も、同様とする。

②前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 ①本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

②前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

③第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配の制限)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更するとができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、官報に掲載してする。

第11章 事務局

(事務局)

- 第48条 ①本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- ②事務局には所要の職員を置くことができる。又、任免は会長が行う。
- ③事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第12章 雑則

(規約)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第13章 附則

(社員の氏名及び住所)

第50条 当法人の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|-------|
| ●北海道函館市鍛冶一丁目25番2号 | 狩谷 一元 |
| ●北海道亀田郡七飯町大中山二丁目8番19号 | 大塚 常光 |
| ●北海道函館市富岡町三丁目26番8号 | 谷口 博 |
| ●北海道北斗市七重浜四丁目17番1号 | 笹尾 哲治 |

(役員)

第51条 当法人の理事及び監事は、次のとおりとする。

- | | |
|-----|-------|
| ●理事 | 谷口 重勝 |
| ●理事 | 狩谷 一元 |
| ●理事 | 山内 榮二 |
| ●理事 | 大塚 常光 |
| ●理事 | 谷口 博 |
| ●監事 | 笹尾 哲治 |

(代表理事)

第52条 当法人の代表理事は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| ●北海道亀田郡七飯町大中山二丁目7番16号 | 代表理事 谷口 重勝 |
|-----------------------|------------|

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第54条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人全北海道猟友会を設立のため、設立時社員小泉康祐外4名の定款作成代理人で、あるくにや司法書士法人（代表社員園谷大輔）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する

平成26年8月5日

- | | |
|-----|-------------------------------|
| ●社員 | 北海道函館市鍛冶一丁目25番2号
狩谷 一元 |
| ●社員 | 北海道亀田郡七飯町大中山二丁目8番19号
大塚 常光 |
| ●社員 | 北海道函館市富岡町三丁目26番8号
谷口 博 |
| ●社員 | |

北海道北斗市七重浜四丁目17番1号
笹尾 哲治

上記社員5名の定款作成代理人

北海道函館市堀川町6番15号
くにや司法書士法人
代表社員園谷大輔

■ 同一の情報の提供

- 請求対象の登簿管理番号：14-4401000702000016
- 請求対象の文書種別：電磁的記録の認証
- 請求対象の認証日：2014年8月6日
- 請求対象の処理公証人：岩洲英喜
- 所属法務局：函館地方法務局
- 公証役場：函館公証人合同役場 函館市若松町15番7-51号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

平成26年8月6日
函館市若松町15番7-51号
函館地方法務局所属
公証人：岩洲 英喜



一般社団法人ノースランドレンジャー 〒041-0801函館市桔梗町379番26号 TEL.FAX:0138-47-3555

[HOME](#) [ノースランドレンジャーとは](#) [ハンターになるには](#) [活動報告](#) [同行レポート](#) [リンク集](#)

Copyright © 2015-2016 一般社団法人 ノースランドレンジャー All Rights Reserved.

必要な経費



「狩猟を始めるまで」にかかる経費

ハンターとして狩猟をはじめるまでに必要な経費は、狩猟の種類（銃猟、わな猟、網猟）や入手しようとする猟具の程度などによって異なります。

なお、狩猟を継続していくためには、消耗品費用や狩猟免許の更新時に手続きに関する費用等が必要になります。



【銃猟】の場合

- 各種手続き／約11万円
- 猟銃・空気銃・ガンロッカー・装弾ロッカーの準備費用など／数万円～
- 装弾等の消耗品費用／装弾1発80円～

これらを合計した初期投資の目安としては、15万円位～※あくまで目安です

【わな猟・網猟】の場合

- 各種手続き／4万円程度
- 必要な猟具の準備／数千円（自作する場合）～数万円

銃猟に比べるとリーズナブルです。※大型わな等を除く

ハンター保険の加入が義務づけられています

狩猟を行う場合は、狩猟時に発生した事故等に対して**3,000万円以上の損害賠償が可能なハンター保険**への加入が義務づけられています。

※狩猟を行うためには、狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について、3,000万円以上の賠償能力を証明する必要があります。

（一社）ノースランドレンジャーは、下記のハンター保険を取り扱っています。

■日本損害保険ジャパン日本興亜株式会社のハンター保険

●保険期間1年 ●団体割引10% ●第三者に対する賠償責任3億円

コース(保険料)	基本補償		オプション
	第三者に対する賠償責任	ハンター自身の傷害	猟具損害
Aコース(8,000円)	3億円	500万円(460万円)	28万円
Bコース(7,000円)	3億円	500万円(460万円)	16万円
Cコース(6,000円)	3億円	500万円(460万円)	5万円
Dコース(5,000円)	3億円	380万円(330万円)	3万円
Eコース(4,000円)	3億円	260.5万円(220万円)	—
Fコース(3,000円)	3億円	101.7万円(75万円)	—
Gコース(4,000円) ※わな	50万円	500万円(470万円)	—



活動報告

■2015.09.05

函館市鱒川に出たクマの駆除に箱オリの許可。

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査2

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査1

活動報告

同行レポート

■2015.01.27

1月のキツネ狩り

■2014.12.07

鴨撃ち同行記 2

■2014.10.05

鴨撃ち同行記 1

同行レポート

※保険金お支払いの際、猟具は自己負担額が1,000円となります。

※保険契約開始時点の加入人数が20名以上50名未満となった場合、（）内の保険金額に調整する場合があります。

※団体の加入人数が10名を下回った場合には、団体契約は成立しません。

※保険期間の途中で解約された場合でも、保険料の払い戻しはできません。

※Gコース（わな）の場合は別途賠償責任保険（900円）への加入が必要です。



一般社団法人ノースランドレンジャー 〒041-0801函館市桔梗町379番26号 **TEL.FAX:0138-47-3555**

[HOME](#) [ノースランドレンジャーとは](#) [ハンターになるには](#) [活動報告](#) [同行レポート](#) [リンク集](#)

Copyright © 2015-2016 一般社団法人 ノースランドレンジャー All Rights Reserved.

狩猟のルール・マナー



狩猟を行う目的

狩猟を行う目的には、以下のことなどがあげられます。

- 趣味
- 自然資源の持続的利用
- 有害鳥獣駆除
- 日本の在来種の保護

狩猟は、一歩間違えれば自分自身や周囲にも危険を及ぼす可能性のある行為であり、狩猟による事故は残念ながら毎年発生しています。ハンターは、法令に基づくルールやマナーを守って安全な狩猟を行わなければなりません。



代表的なルールやマナー

1. 野生鳥獣の命に最大の礼を尽くしましょう。
2. 狩猟可能鳥獣及び捕獲可能数を守りましょう。
3. 猟具は、規定されたものを使用しましょう。

■ 狩猟に使用できる猟具

- ① 網（種類の限定あり）
- ② わな（種類の限定あり）
- ③ 装薬銃
- ④ 空気銃



計4種類です。規定された猟具や猟法（法定猟法）を守って安全に狩猟を行いましょう。

1. 狩猟可能場所以外では狩猟できません。

都道府県ごとに狩猟可能場所・禁止場所が定められており、休猟区や鳥獣保護区のほか、公道や寺社境内等では狩猟が禁止されています。

1. 狩猟可能期間（猟期）以外では狩猟できません。

都道府県ごとに猟期が定められています。また、猟期内であっても、猟銃の場合は、日没後から日の出前までの時間帯は狩猟が禁止されています。その場所の猟期や日の出・日没の時間を確認して、安全に狩猟を行いましょう。

地域のルールにのっとって猟場へ！

いざ出猟する（現場に出て狩猟をする）にしても、知り合いにハンターがいない場合や土地勘がない場合には、どこにどんな獲物がいるのか、どこに行けば安全に狩猟を行うことができるのか、必要な情報を得るのはなかなか難しいものです。



活動報告

■ 2015.09.05

函館市鱒川に出たクマの駆除に箱オリの許可。

■ 2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査2

■ 2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査1

活動報告

同行レポート

■ 2015.01.27

1月のキツネ狩り

■ 2014.12.07

鴨撃ち同行記 2

■ 2014.10.05

鴨撃ち同行記 1

同行レポート



ノースランドレンジャーは、狩猟道德の向上、野生鳥獣の保護、有害鳥獣駆除及び狩猟の適正化を図り、狩猟の健全な発達と生活環境の改善に資することを目的として設立された、狩猟者のための一般社団法人です。狩猟に関する様々な情報を提供しています。



一般社団法人ノースランドレンジャー 〒041-0801函館市桔梗町379番26号 **TEL.FAX:0138-47-3555**

[HOME](#) [ノースランドレンジャーとは](#) [ハンターになるには](#) [活動報告](#) [同行レポート](#) [リンク集](#)

Copyright © 2015-2016 一般社団法人 ノースランドレンジャー All Rights Reserved.

ハンターになるには



銃猟に必要な資格は大きく2つ

(1) 銃銃等所持免許を取得する

有効期間 / 3年間 有効場所 / 全国

■「銃銃等所持許可」申請手続の流れ

※手数料・申請料は変わる場合がありますので参考金額としてください。詳しくは警察署までお問い合わせください。



ステップ1 【銃銃等講習会】

●受講申込

■申し込み／各警察署の窓口

申込書をダウンロードできま

申込みをすると銃銃等取扱読本が貰えます。
また、銃砲店で問題集が手に入りますので事前に勉強しておいてください。

■日 程／最寄りの警察署にお問い合わせください。

■手数料／約6,800円

(金額はおおよその参考としてください。詳しくは警察署にお問い合わせください。)

●銃銃等講習 → 銃銃免許試験 → 即日合否(所要時間：1日)

講習の後すぐ試験になるので事前に勉強が必要です。
試験は①知識試験 ②適性試験 ③技能試験の計3種類。知識試験は三択問題です。知識試験・技能試験は70%以上の得点、適性試験は全ての項目について基準を満たせば合格です。

●講習修了証明書 交付

■有効期間／3年間



ステップ2 【教習射撃申請】

●受講申込(所要時間：30分程度)

■申し込み／各警察署の窓口

申込書をダウンロードできま

必要書類がたくさんあるので、警察署への確認をおすすめします。

■申請に必要なもの

●診断書

※神経内科や精神科などに診断書発行の可・不可を確認の上、受診してください。
※詳細は警察署・病院に事前に確認してください。

- 申請書 ●誓約書 ●3×2cmの写真(2枚) ●戸籍抄本(本籍のある役所で発行)
- 身分証明書(本籍のある役所で発行) ●住民票(現在住んでいる地域の役所で発行)
- 講習修了証明書 ●経歴書 ●印鑑 ●身分証(運転免許証など)

■手数料／約7,900円

(金額はおおよその参考としてください。詳しくは警察署にお問い合わせください。)

申請の際、警察署で申請書類の確認と数分の面談があります。
銃銃免許の有無(ある場合、交付日)、所持予定の銃銃の購入先または個人から譲ってもらった場合は所有者名、現在の猟友会への加入の有無、有害駆除従事者指定の有無、銃・弾の保管予定場所、使用用途などを聞かれます。

申請が下りるまでには身辺調査などがあり、少し時間がかかります。
また、認定証が交付されてから3か月以内に射撃教習を受ける義務があります。

●教習資格認定書 交付

■有効期間／3ヶ月

活動報告

■2015.09.05

函館市鱒川に出たクマの駆除に箱オリの許可。

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査2

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査1

活動報告

同行レポート

■2015.01.27

1月のキツネ狩り

■2014.12.07

鴨撃ち同行記2

■2014.10.05

鴨撃ち同行記1

同行レポート





ステップ3 【猟銃用火薬类等譲受申請】

●申請

■申し込み／各警察署の窓口

申込書をダウンロードできます

■手数料／収入証紙：約2,400円

(金額はおおよその参考としてください。詳しくは警察署にお問い合わせください。)

●猟銃用火薬類譲受許可証 交付

2～3日で猟銃用火薬類譲受許可証が出ます。



●猟銃用火薬(実包)譲受

銃砲店・火薬店などで購入できます。



ステップ4 【教習射撃】

●射撃教習受講・技能検定(所要時間：1日)

■場所／教習射撃場

■必要なもの

- 教習資格認定証とそのコピー
- 猟銃用火薬類譲受許可証
- 印鑑
- 弾(射撃場でも購入できます)

■教習料／約30,000円

(金額はおおよその参考としてください。詳しくは警察署にお問い合わせください。)

●教習修了証明書・射撃教習実施結果証明書 交付

1年以内に銃の【所持許可申請】を行わなければなりません。



●ガンロッカー・銃の譲渡の準備

銃の【所持許可申請】で、鉄砲保管設備に関する報告書と所持予定の銃の写真を提出。
申請後には装弾ロッカーの設置状況確認もありますので【所持許可申請】の前に準備してください。
銃は手元に来た時点から14日以内に警察へ届出が必要です。



ステップ5 【所持許可申請】

●申請

■申し込み／各警察署の窓口

事前に警察署へ連絡の上、必要書類を持って申請。

■必要なもの

- 申請書
- 診断書
- 誓約書
- 譲渡承諾書(銃の持ち主に書いて貰う)
- 身分証明書(市区町村長発行の身分証明書を、本籍のある役所で発行)
- 所持予定の銃の写真(警察に事前の確認が必要)
- 写真2枚
- 戸籍抄本
- 住民票の写し(有効期限1ヶ月)
- 講習修了証明書
- 教習修了証明書
- 経歴書
- 同居親族書
- 鉄砲保管設備に関する報告書(ガンロッカー・装弾ロッカー設置状況を提出)

申請後1～2週間以内にガンロッカー、装弾ロッカーの設置状況確認が行われます。
※警察署によってはすべて揃ってからでないと申請できないところもあります。

■申請料／約9,000円

(金額はおおよその参考としてください。詳しくは警察署にお問い合わせください。)

●所持許可証 交付

■有効期間／3年間

所持許可証(青い裏表紙の手帳)を受け取り、書類に印鑑を押します。
銃番号や銃種・銃の長さ・口径に間違いがないかなどを確認してください。所持許可証に確認印を押してもらい、手続きはすべて終了です。



●銃の所持

所持許可を受けた日から3ヶ月以内に、所持許可証に記載されている銃を所持してください。
3ヶ月過ぎると所持許可は失効となります。銃を所持してから14日以内に警察へ届出が必要です。

■免許取得の流れ



●申込

- 申し込み／北海道総合振興局窓口（保健環境部 環境生活課 自然環境係）



●講習会・試験（所要時間：1日）

試験内容は①法律などの筆記 ②銃の組立などの実技 ③狩猟鳥獣の判別

●狩猟免許取得

試験結果は、約1～2週間で郵送にて通知。

資格を取ったら「狩猟者登録」



●狩猟者登録申請

- 申し込み／北海道総合振興局窓口（保健環境部 環境生活課 自然環境係）

■必要なもの

- 申請書 ●写真2枚 ●免許 ●ハンター保険加入（義務）証明

ハンター保険の詳細はこちら

- 手数料／収入証紙：1,800円

●狩猟者税納付

- 納付先／北海道総合振興局窓口（地域政策部納税課、又は税務課）

狩猟税の区分・税率の確認はこちら

狩猟者登録申請書に狩猟者登録の区分に応じた税率に相当する額の現金を添えて納めてください。

※ライフル銃の所持は、獣類捕獲を職業とする者、事業被害防止のために必要とする者、又は継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者に限られます。

若手ハンター募集中

学生女性新人大歓迎!



一般社団法人ノースランドレンジャー 〒041-0801函館市桔梗町379番26号 TEL.FAX:0138-47-3555

[HOME](#) [ノースランドレンジャーとは](#) [ハンターになるには](#) [活動報告](#) [同行レポート](#) [リンク集](#)

若手ハンター募集



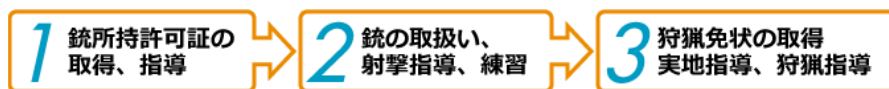
若手ハンター 学生 女性 新人 募集中

一般社団法人ノースランドレンジャーは
若手ハンター育成プログラムを実施しています。

有資格者による万全な指導

銃の所持から狩猟・解体までの総合的な技術指導を行い、若手ハンターを早期育成し、野生動物の保護管理を担える人材の育成を行います。

- ライフル射撃教習指導員…2名
- ライフル射撃指導員………3名

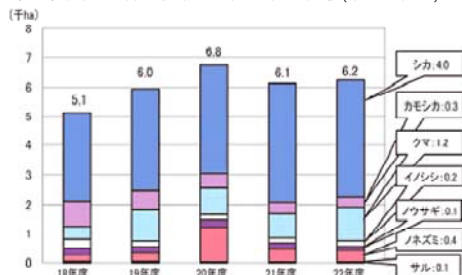


野生生物とハンターの現状

異常なまで増えたエゾシカやヒグマによる農作物や食生被害は森林生態系に重大な影響を及ぼしています。市街地まで出没し、被害や交通事故などが年々増加しています。

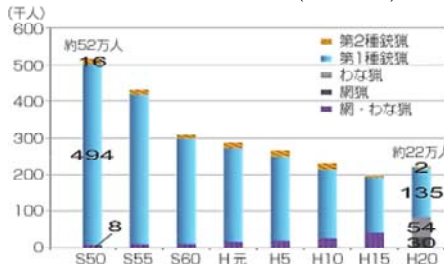
■森林被害面積の推移

(出所) 農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題」(平成24年9月)



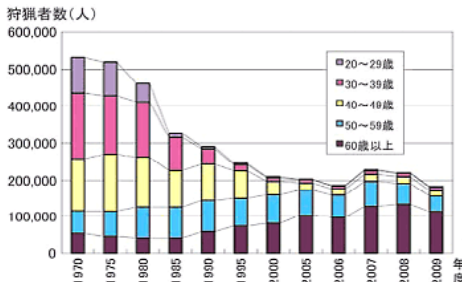
■狩猟者の推移

(出所) 環境省「鳥獣も保護管理について」(平成23年7月)



■年齢別狩猟免許取得者数の推移

(出所) 環境省資料



国や北海道、民間組織や自治体の対応など

国会では、これまでの野生鳥獣の適正数維持から管理も進める方向へ捕獲強化を目指す改正鳥獣保護法が成立し保護から管理へ転換しました。

活動報告

■2015.09.05

函館市鱒川に出たクマの駆除に箱オリの許可。

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査2

■2015.08.28

函館市鱒川に今年もクマ出没 巡回調査1

活動報告

同行レポート

■2015.01.27

1月のキツネ狩り

■2014.12.07

鴨撃ち同行記 2

■2014.10.05

鴨撃ち同行記 1

同行レポート

北海道では、鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律の基づく「エゾシカ保護管理計画」を策定。野生生物の保護、管理を担える専門的な人材の早期育成を行う必要が有るとして、地方自治体や大学と提携し専門職員の要請を行い、支援を行っています。

北海道一野生鳥獣保護管理検討報告書より ※本道における野生鳥獣保護管理のあり方検討報告書より抜粋

ヒグマ・エゾシカやシマフクロウ・タンチョウなどの野生鳥獣は、自然環境の構成要素として生息環境等の保全が求められている。一方で、人間活動との軋轢をもたらず種については、狩猟者が狩猟や有害個体の捕獲を行っている。

狩猟者は、野生鳥獣の保護管理に大きく貢献してきているが、その数は昭和53年の約2万人をピークに現在は約8千8百人まで減少し、高齢化が進んでいる。

近年は、ヒグマ出没時の危機管理、エゾシカの爆発的な増加、さらには野生化したアライグマの問題など、新たな課題が発生している。

(1)有害鳥獣捕獲に従事する人材確保の方向

①専門捕獲者免許制度

本道では、ヒグマ・エゾシカ等の捕獲者の確保が求められており、被害防止や保護管理を目的とした捕獲を行う者については、農林水産業者及び行政職員などの新たな担い手の参入が期待される制度を目指す必要があり、専門捕獲者、ガバメントハンターなど新たな狩猟免許・狩猟者登録制度の導入を検討する。

②専門捕獲者の身分

専門捕獲者は、被害防止などを目的とした許可捕獲を多く（専ら）行う者に対する資格とする。

ガバメントハンターは、被害防止あるいは野生鳥獣保護管理を業務とする自治体職員（非常勤職員等を含む。）又は自治体業務の受託能力を有する民間人の資格を検討する。

③従事者確保の役割分担

有害鳥獣捕獲については、地域社会が主体的に取り組んできており、この方向は基本的に維持していく必要がある。このため、専門捕獲者及びガバメントハンターの確保については、市町村等を含めた役割分担を検討する。

【北海道】	・専門捕獲者の育成及びガバメントハンターの配置 ・市町村を越えた広域的な有害鳥獣捕獲体制づくりの調整・支援
【市町村】	・専門捕獲者の育成及びガバメントハンターの配置 ・有害鳥獣捕獲体制の確保及び広域的な有害鳥獣捕獲体制の協力・支援
【被害者】	・専門捕獲者の資格を取得し、有害鳥獣捕獲に参画
【狩猟者団体等】	・自治体業務の受託者としての実施体制の整備・強化

捕獲強化のためハンターの人材育成、鹿肉の供給と消費サイクルの確率も急がれています。

■北海道酪農学園大学「狩猟管理学研究室」2010年開設

野生生物保護・管理および狩猟管理を行うための野生生物の効率的捕獲法やハンターの担い手育成などを行い、更に各団体や自治体と協力しています。

■NPO西興部村猟区管理協会のように、村とハンターが一緒に取り組む狩猟ツアーの受け入れや、宿泊施設の提供による自治体の活性化、鹿肉料理の提供など独自の活動を実施している組織も有ります。



一般社団法人ノースランドレンジャー 〒041-0801函館市桔梗町379番26号 TEL.FAX:0138-47-3555

[HOME](#) [ノースランドレンジャーとは](#) [ハンターになるには](#) [活動報告](#) [同行レポート](#) [リンク集](#)

Copyright © 2015-2016 一般社団法人 ノースランドレンジャー All Rights Reserved.